

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案要綱

### 第一 産業競争力強化法の一部改正

#### 一 定義

1 この法律において「新技術等実証」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新技術等（我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。）の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うもの

- (2) 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うもの

2 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものとする。

3 この法律において「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものとする。

4 この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの
- (2) 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの
- (3) エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの
- 5 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（4の(3)に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものとする。
- 6 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応（4の(3)に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備とすること。

（第二条関係）

1 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

2 新技術等実証を実施しようとする者について、新たな規制の特例措置の整備の求め、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈及び適用の確認、新技術等実証計画の認定、認定証の交付等並びに新技術等実証計画の変更等並びに認定新技術等実証実施者に対する情報提供及び助言等について規定すること。

3 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って提供する情報システム（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなし、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とすることとし、当該規制の特例措置に係る認定の公示等について規定すること。当該規制の特例措置の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条

第一項の弁済による代位の通知又は承諾及び信託法第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用するものとする。

(1) 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

(2) 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

(第五条の二から第七条まで、第八条の二から第八条の四まで及び第十一条から第十四条まで関係)

### 三 新技術等効果評価委員会

次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会を置くものとし、当該委員会の所掌事務、委員、報告の徴収等、政令への委任について規定すること。

(1) 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価

(2) 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

- (3) (1)及び(2)に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(第十四条の二から第十四条の六まで関係)

#### 四 外部経営資源活用促進投資事業の促進

1 経済産業大臣は、外部経営資源活用促進投資事業の実施に関する指針を定めるものとする。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、変更等について規定することとし、認定外部経営資源活用促進投資事業者は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式等の取得及び保有の事業を営むことを約することができるものとする。

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進事業計画に従って外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入に係る債務の保証の業務を行うものとする。

(第十五条及び第十七条の二から第十八条まで関係)

#### 五 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

- 1 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針を定めるものとする。
- 2 革新的技術研究成果活用事業活動計画についての認定、変更等について規定することとし、中小機構は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従って革新的技術研究成果活用事業活動を行うのに必要な資金の借入（指定金融機関等が貸し付けるものに限る。）等に係る債務の保証の業務を行うものとともに、指定金融機関等の指定等について規定すること。  
(第二十一条の二から第二十一条の十一まで関係)

## 六 研究開発施設等の活用

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新たな事業活動を行う者の利用（鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。）に供する業務を行うことができるものとする。

(第二十一条の十二関係)

## 七 事業適応の円滑化

- 1 経済産業大臣及び財務大臣は、次に掲げる事業適応の類型に応じて事業適応の実施に関する指針（

以下「実施指針」という。）を定めるものとする。

(1) 成長発展事業適応（一の四の(1)に該当する事業適応）

(2) 情報技術事業適応（一の四の(2)に該当する事業適応）

(3) エネルギー利用環境負荷低減事業適応（一の四の(3)に該当する事業適応）

2 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針を定めることができるものとする。

3 事業適応計画の認定、変更等について規定することとし、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、次に掲げる業務を行うことができるものとし、指定金融機関の指定等について規定すること。

(1) 認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち政令で定めるものを行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

(2) 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）が認定事



業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち政令で定めるものを行うのに必要な資金の指定金融機関の貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対して利子補給を支給する業務

4 認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応又は情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者について課税の特例を規定すること。（第二十一条の十三から第二十一条の二十八まで関係）

## 八 事業再編の円滑化

1 株式を対価とする他の株式会社等の取得に際しての株式の発行等に関する特例について、認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合には、会社法第七百九十七条第一項の反対株主の株式買取請求の規定を適用しないものとする。

2 剰余金の配当に関する特例について、認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従って特定剰余金配当をする場合における業務執行者の欠損填補責任について、業務執行者がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった場合に限り、支払い義務を負うものとする。

3 公庫の行う事業再編促進円滑化業務の対象となる認定事業再編関連措置に、合併、保有する施設の

撤去又は保有する設備の廃棄を追加するものとする。

(第三十条、第三十一条及び第三十五条関係)

#### 九 特別事業再編計画の廃止

特別事業再編計画の認定、変更等について、これを廃止することとする。

(改正前の産業競争力強化法第二十五条及び第二十六条関係)

#### 十 事業再生の円滑化

1 再生手続及び更生手続における監督委員の選任に関する特例、事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認、簡易再生の申立てに関する特例及び特定認証紛争解決手続の参加に係る金融機関の努力義務を規定すること。

(第四十九条、第五十条及び第六十五条の三から第六十五条の五まで関係)

2 資金の借入れ、債権及び債権の弁済に関する特定認証紛争解決事業者の確認並びにこれらに係る再生手続及び更生手続の特例について、中小機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用するものとする。

(第五十六条、第五十八条の二、第五十九条及び第六十五条の二関係)

3 中小機構は、事業の継続が困難となっている新事業開拓事業者の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行うものとする事。

(第六十五条の六関係)

#### 十一 特許料等の減免特例の廃止

特許料等の減免の特例について、これを廃止することとする事。

(改正前の産業競争力強化法第六十六条関係)

#### 十二 場所の定めのない株主総会等の活用

上場会社は、株主総会(種類株主総会を含む。以下同じ。)を場所の定めのない株主総会(種類株主総会)にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下同じ。)とすることが株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することに、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができるもの

とすること。

(第六十六条関係)

### 十三 創業関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

創業関連保証の付保限度額を二千万円から三千五百万円に引上げるものとし、当該保証の対象に個人として創業した者が新たに設立し、事業の全部又は一部を承継した会社を追加するものとする。

(第二百二十九条関係)

### 十四 報告の徴収

1 主務大臣は、認定新技術等実証実施者に対し、認定新技術等実証計画の実施状況について報告を求め、報告を徴収することができるものとする。

2 主務大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対し、認定外部経営資源活用促進投資事業計画の実施状況について報告を求め、報告を徴収することができるものとする。

3 主務大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に対し、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施状況について報告を求め、報告を徴収することができるものとする。

4 主務大臣は、認定事業適応事業者に対し、認定事業適応計画の実施状況について報告を求め、報告を徴収することができるものとする。

ができるものとする。

5 主務大臣は、指定金融機関等から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務又は事業適応促進業務  
に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書  
類その他の物件を検査させることができること。 (第百四十四条及び第百四十五条関係)

## 十五 主務大臣

この法律における主務大臣について定めること。 (第百四十七条関係)

## 十六 その他

資金の確保、機構と事業活動の計画の認定等との関係について、必要な見直しを行うとともに、罰則  
について、所要の規定を設けること。 (第六章雑則及び第七章罰則関係)

## 第二 中小企業等経営強化法の一部改正

### 一 目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新  
たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継

続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

## 二 定義

1 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び(3)に掲げる業種並びに(4)の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（(4)の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 企業組合

(6) 協業組合

(7) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

(8) 一般社団法人であつて前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

2 この法律において「特定事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする事。

(1) 特定事業者

(2) 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

3 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものとする事。

(第二条関係)

### 三 基本方針において定めるべき事項

創業に係る記載を削除するとともに、先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項、先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項及び先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項を追加すること。

(第三条第二項関係)

### 四 経営革新計画の承認等

経営革新計画の承認対象を特定事業者とし、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに中小機構による助言業務を規定すること。

(第十四条、第二十二條から第二十四條まで関係)

### 五 経営力向上計画の認定等

1 経営力向上計画の認定対象を特定事業者等とし、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例、特定許認可等に基づく地位の承継等、事業の譲



渡の場合の債権者の異議の催告等並びに中小機構による助言業務等を規定すること。

(第十七条、第二十二條から第二十五條まで及び第二十七條から第三十條まで関係)

2 特定事業者等が事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査に関する事項を、経営力向上計画に記載することができるものとし、当該事項が記載された認定経営力向上事業について、中小企業信用保険法の特例及び中小機構による債務保証を規定すること。

(第十七条第四項、第二十二條及び第二十五條関係)

六 創業等関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

創業者に対する中小企業信用保険法の特例は産業競争力強化法に規定されている創業関連保証に統合し、創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例を廃止するものとする。

(改正前第四條関係)

七 先端設備等導入計画の認定等

中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）を作成し、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村に提出して、その認定を受けることができるものとし、認定を受けた先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入について、中小企業信用保険法の特例を規定すること。（第四十九条から第五十四条まで関係）

#### 八 事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画に係る措置

1 中小企業とともに事業継続力強化を行う大企業者（中小企業者を除く。）に限る。  
（）が行う連携事業継続力強化について、中小企業信用保険法の特例並びに株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例を規定すること。

（第六十一条第六項並びに第六十三条第三項及び第四項関係）

2 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定の申請時に中小企業倒産防止共済法に規定する中小企業者であった者が当該計画の実施期間内に中小企業倒産防止共済法に規定する中小企業者でなくなつた場合、当該計画の実施期間内に限り、当該事業者を中小企業倒産防止共済法に規定する中小企業者とみなして、倒産防止共済金の貸付けの対象とする中小企業倒産防止共済法の特例を規定

すること。

(第六十四条の二関係)

## 九 その他

資金の確保、調査、指導及び助言、報告の徴収、主務大臣、罰則等について、所要の規定を設けるものとすること。  
(第六章雑則及び第七章罰則関係)

## 第三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

### 一 定義

1 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする事。

- (1) 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び(3)に掲げる業種並びに(4)の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（(4)の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の

政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 企業組合

(6) 協業組合

(7) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

(8) 特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が五百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人）以下のもの  
(第二条第四項関係)

## 二 地域経済牽引事業計画に係る措置

特定事業者を対象に、地域経済牽引事業計画に係る中小企業者であつた承認地域経済牽引事業者の特例、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及

び沖縄振興開発金融公庫法の特例、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例、被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに中小機構による助言業務等を規定すること。

(第十五条、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十八條から第三十條まで関係)

#### 第四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

##### 一 経済産業大臣の認定

会社である中小企業者（株式会社に限る。）の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該中小企業者の一部の株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（以下「株式会社事業後継者」という。）に円滑に承継させることが困難であると認められるときは、経済産業大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十二条第一項関係)

##### 二 会社法の特例

一の1の類型の認定を受けた中小企業者（以下「特例株式会社」という。）が、三月以上の一定の期間内に所在不明株主及びその他の利害関係人は異議を述べることが出来る旨等を公告し、かつ、当該株

主及びその登録株式質権者（会社法第四百九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。）に対し、これを催告するという手続を、同様の会社法の手続（会社法第九十八条第一項）に先立って一度行った後、両手続において当該株主等から異議が出なければ、所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間（五年）を一年に短縮する旨の会社法の特例を規定すること。（第十五条関係）

### 三 中小機構による助言及び協力

1 中小機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、株式会社事業後継者の依頼に応じて、二の1の会社法の特例の手続等に関する助言の業務を行うものとする。（第十六条第二項関係）

2 中小機構は、特例株式会社が事業承継のために二の1の会社法の特例を利用して所在不明株主から株式買取りを行う場合に、当該株式買取りに必要な資金を融資する金融機関からの依頼に応じて、当該株式買取りの手続に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。（第十六条第五項関係）

## 第五 下請中小企業振興法の一部改正

### 一 対象取引の明確化

親事業者が自ら使用する物品等の製造及び情報成果物の作成について、「業として」を「製造（又は作成）」ではなく「使用又は消費」に係る形にするとともに、役務の提供について、対象とする役務の目的を「役務の提供の行為」から「役務を構成する行為」とし、本法の対象とする取引類型の明確化を図ること。

（第二条第二項関係）

## 二 振興事業計画の承認等

振興事業計画の申請主体のうち下請事業者について、組合等に加えて、単独又は複数の下請事業者を申請の対象とし、中小企業信用保険法の特例として普通保険、無担保保険及び小口保険の付保限度額の別枠化を規定すること。

（第五条及び第十一条関係）

## 三 下請中小企業取引機会創出事業者の認定等

法人又は個人から委託された行為を適切な中小企業者に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引の機会を創出する事業を行う者（以下「下請中小企業取引機会創出事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより認定を受けることができるものとし、下請中小企業取引機会創出事業者が行う事業について、中小企業信用保険法の特例及び中小企

業投資育成株式会社法の特例を規定すること。

(第十五条から第二十一条まで関係)

#### 四 中小機構の協力

中小機構は、下請中小企業の振興を図るために、三の認定を受けた事業者又は下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興に必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第二十二条及び第二十五条関係)

#### 五 その他

報告の徴収、指導及び助言、調査、罰則について、所要の規定を設けるものとする。

(第十四条、第十七条、第十九条、第二十六条及び第二十九条から第三十一条まで関係)

#### 第六 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

##### 一 中小機構の行う業務の追加

1 中小機構は、国が認定した事業計画に基づいて、国が指定した金融機関から資金借入れを行うベンチャー企業に対する債務の保証の業務を行うものとする。

2 中小機構は、事業継続が困難となっている新事業開拓事業者の行う事業譲渡や資金調達等に関する



助言の業務を行うものとする。

3 中小機構は、経営革新計画の承認及び経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（中小企業者を除く。）の依頼に応じて、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に関し必要な助言の業務を行うものとする。

4 中小機構は、地域経済牽引事業計画の承認を受けた特定事業者（中小企業者を除く。）の依頼に応じて、承認地域経済牽引事業の実施に関し必要な助言の業務を行うものとする。

5 中小機構は、代表者交代に伴う所在不明株主の株式の競売及び売却の特例に関する助言等の業務を行うものとする。

6 中小機構は、第五の三の認定を受けた事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

7 中小機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

8 中小機構は、経営の革新を行う事業者又は事業者の経営の革新を支援する事業を行う者に対して、

その事業を行うのに必要な助成の業務を行うものとする。

(第十五条関係)

第七 生産性向上特別措置法の廃止

生産性向上特別措置法を廃止するものとする。

(第十条関係)

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

1 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第二条関係)

2 生産性向上特別措置法の廃止及びこの法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第三条から第二十条まで関係)

3 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二十一条から第三十四条まで関係)